

タイトル	資料 市民公開講座「NHK受信料をめぐる諸問題」
著者	
引用	北海学園大学法学研究, 47(2)
発行日	2011-09-30

法学部市民公開講座 「NHK受信料をめぐる諸問題」

講座の趣旨 現代社会における公共放送の重要性を疑う者はいないでしょう。しかし、「事業仕分け」にみられるように、国民はますます「費用 対 効果」に関心を示しています。NHKもまた、みずから積極的にその存在意義を論証しなければ、視聴者からの支持を得られなくなっています。視聴者の支持の一端は「受信料」をめぐる問題となつて現われます。一昨年(二〇一〇)から今年にかけて、NHK受信料の支払い拒否を、一定の場合に正当化する裁判例が全国で登場してきました。争点自体は民法の解釈にあります。こうした「受信料」裁判を契機としてNHKの公共性について考える機会を持ちたいと考えました。

本特集の内容 以上の趣旨に基づいて、法学部市民公開講座は実施されました。本特集は、当日の講演を論文形式で再現するものです。本特集は次のように構成されています。

まずは中村誠也弁護士(北海学園大学大学院法務研究科実務家教授)の論文です。今回のテーマを「NHKの受信料」に設定したのは、中村教授が「受信料」訴訟に携わっていたからです。期待通り、法実務の話が満載です。つぎに内山敏和准教授(法学部・民法)です。受信料契約を消費者契約と見立て、消費者保護の観点から適用されるべき法条を検討しています。さらに、韓永学教授(法学部・ジャーナリズム論)が続きます。論文の内容は、NHKという仕組みの紹介から外国との比較にまで及んでいます。最後に、樽見弘紀教授(法学部・公共政策論)はアメリカの状況を踏まえ、自由な競争環境の中で、視聴者が放送局

料を自由に選ぶ仕組みが望ましい旨のアイデアを紹介しています。

今回、「受信料訴訟」の一方当事者であるNHK様にも講座にご登壇いただけようお願いしましたところ、具体的な裁判のお話しは法廷で主張すること、残念ながらご登壇は叶いませんでした。

最後に、公開講座での講演者(論文寄稿者)の皆さま、裏方の事務の皆さま、なにより講座に参加頂いた学生、市民の皆さま、ありがとうございました。心より御礼申し上げます。なお、「講座」後半に講演者と講座参加者の皆さまとの間で行われた質疑応答部分は、スペースと時間等の制約を理由に、残念ながら、割愛しました。(企画・文責 大西有二(法学部教授・行政法))